

○総務省告示第八百一十号
 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の警備の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政務事務所周辺地域として指定する。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

名称	民主党本部周辺地域
期間	平成十六年十月二十三日から平成十七年十月二十二日まで
地域	東京都平河町一丁目 千代田区平河町二丁目 墨田区

側道の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交差法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区域のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側道の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第八百二号

市町の廃置分合
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、竹田市、直入郡荻町、同郡久住町及び同郡直入町を廃し、その区域をもって竹田市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八百三号

市町の廃置分合
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により大分郡野津原町及び北海部郡佐賀関町を廃し、その区域を大分市に編入する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第八百四号

市町村の廃置分合
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町及び同郡天瀬町を廃し、その区域を日田市に編入する旨、大分県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、苦田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町及び久米郡久米町を廃し、その区域を津山市に編入する旨、岡山県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
 右の処分は、平成十七年二月二十八日からその効力を生ずるものとする。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

総務大臣 麻生 太郎

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党的の届出事項の異動の届出があったので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十六年十月二十日
 総務大臣 麻生 太郎

政党的の名称	異動事項	新	旧
自由民主党	支部の数	七六三三	七六三三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六三七	七六三三
			平成十六年九月十三日

所屬国会議員
 御法川信英
 住 所 秋田県大曲市金谷町一―二―

選出区分
 衆議院議員 秋田県第三区
 選挙期日
 平成十五年十一月九日

同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所屬していなかった。

会計責任者

氏名 郡司 彰
 住 所 茨城県ひたちなか市大字中根三六〇〇―四六八
 生年月日 昭和二十四年十二月十一日
 選任年月日 平成十六年九月十三日

会計監査を行うべき者

氏名 土肥 隆一
 住 所 兵庫県神戸市須磨区中落合四―一―四五九
 生年月日 昭和十四年二月十一日
 選任年月日 平成十六年九月十三日

氏名 若林 秀樹
 住 所 神奈川県横浜市青葉区あざみ野四―二〇―一六
 生年月日 昭和二十九年四月一日
 選任年月日 平成十六年九月十三日

氏名 千葉 景子
 住 所 神奈川県横浜市青葉区あざみ野四―二〇―一六
 生年月日 昭和二十九年四月一日
 選任年月日 平成十六年九月十三日

平成十六年九月十七日